

# 審 査 基 準

平成 2 5 年 3 月 2 8 日 作成

法 令 名 : 道 路 交 通 法
根 拠 条 項 : 第 5 9 条 第 2 項
処 分 の 概 要 : 牽 引 <sup>けん</sup> の 許 可
原 権 者 ( 委 任 先 ) : 島 根 県 公 安 委 員 会
法 令 の 定 め : 道 路 交 通 法 第 5 9 条 第 3 項 ( 自 動 車 <sup>けんいん</sup> の 牽 引 制 限 ) 道 路 交 通 法 施 行 規 則 第 8 条 の 5 ( 牽 引 <sup>けんいん</sup> の 許 可 証 の 様 式 等 )
審 査 基 準 : 別 紙 の と お り 許 可 の 申 請 を 受 理 し た 公 安 委 員 会 は 、 当 該 申 請 に 係 る 許 可 対 象 行 為 が 道 路 を 指 定 し 、 又 は 時 間 を 限 っ た こ と に よ り 、 次 の 条 件 の い ず れ も 満 た す こ と と な る と 認 め る と き は 、 許 可 を す る こ と が で き る 。 1 車 両 の 構 造 に 関 す る 基 準 当 該 牽 引 <sup>けん</sup> を 許 可 す る 場 合 に お い て 、 当 該 車 両 が ( 1 ) ・ ( 2 ) 両 方 の 条 件 を 満 た さ な け れ ば な ら ない 。 ( 1 ) 当 該 許 可 申 請 に 基 づ く 牽 引 <sup>けん</sup> 行 為 を し て 運 転 す る 場 合 に お い て 、 道 路 交 通 に 関 す る 法 令 に 違 反 し ない こ と 。 ( 2 ) ( 1 ) の ほ か 、 制 動 能 力 や 操 作 性 の 低 下 等 に 起 因 す る 運 転 上 の 危 険 が 生 ず る お そ れ が ない こ と 。 2 道 路 及 び 交 通 の 状 況 に 関 す る 基 準 出 発 地 か ら 目 的 地 ま で の 道 路 に 、 幅 員 が 狭 く 右 左 折 が 困 難 な 場 所 が あ る 場 合 や 、 交 通 の 頻 繁 な 場 所 が あ る 場 合 等 に お い て 、 当 該 車 両 が 通 行 す る こ と に よ っ て 通 行 道 路 及 び 周 辺 道 路 の 交 通 流 を 阻 害 し 、 又 は 他 の 道 路 利 用 者 に 対 し て 危 害 を 及 ぼ す な ど 、 道 路 交 通 の 安 全 と 円 滑 に 支 障 を 及 ぼ す お そ れ が ない こ と 。
標 準 処 理 期 間 : 1 0 日 以 内 ( 行 政 庁 の 休 日 は 含 ま ない 。 )
申 請 先 : 出 発 地 を 管 轄 す る 警 察 署 の 交 通 課 ( 係 ) ( 高 速 自 動 車 国 道 に 係 る も の は 、 島 根 県 警 察 高 速 道 路 交 通 警 察 隊 )
問 い 合 わ せ 先 : 島 根 県 警 察 本 部 交 通 部 交 通 規 制 課
備 考 :

